

議案書を読む —正会員の議案書分析—

早稲田大学社会科学総合学術院 教授 篠田 徹

1. 連合から読む

今年も議案書を読む機会を与えられた。ご協力頂いた労働組合の皆さんに感謝したい。例年通り、これから数回に分けて、今年の議案書の特徴を論じる。今回は連合の議案書を論じる。なぜ連合から読むのか。これは今回皆様から頂戴した議案書にすべて目を通し、思案した結果である。いうまでもなく、今年の議案書も、いつものように皆それぞれに読み応えがあった。また例年送って下さる同じ組織の議案書でも、毎年その都度はっとさせられるところがあり、学びは絶えない。その意味で、労使関係ならびに労働組合の研究や実践にとって、議案書の価値は普遍的だと改めて確信する。

こう思ったとき、例えば、個々の議案書の紹介を年間の通常ベースにし、毎年一定期間、特集の

ような形で、その時々テーマに即して複数回、議案書の特徴ある読み方をしてみてもどうかと思った。もちろんこれは筆者が単独で決めることではなく、編集部とよく相談した上で、適切な指示の下で行うべきことであると理解している。したがって、今回はあくまで、もともと編集部から頂戴した今年度の議案書の特徴を、便宜上、組織レベルでグルーピングし、そこに若干筆者の関心を織り交ぜながら述べるにとどめる。

今回、国際労働経済研究所のご尽力により、連合と関西地区の複数の地方連合会の議案書入手した。

以下では、それぞれの議案書の中で、筆者が目した箇所について論じる。

2. なぜ連合から論じるか

最初に、連合から論じる理由を述べる。

ナショナルセンターのありかたは、国や時代によって異なる。また公式、非公式あるいは形式、実質などの複眼的な分析視角を持てば、その理解と評価は多様になる。

これまで、この連載では、企業別組合組織の議案書を中心に読んできた。その際、産業別連合体のものにも目を通してきたが、組織レベルの違いを強調した読み方はしてこなかった。

今回、連合、地方連合会、産業別連合体の議案書も複数読めた状況を踏まえ、ここでは、これらの議案書間の連関を意識しながら論じる。

またその際、少なくとも幾つかの項目について

は、ナショナルセンター、ローカルセンター、産業別連合体、企業別という各レベルの組合組織の議案書が、この順で一定の枠組みを提供していると仮定する。

もとより本稿は、日本の労働組合の組織構造を論じることを目的としていない。

したがって、連合から議案書を読むというのは、組織間の認識の位相を確認するためではない。各組織が自己の運動や活動の文脈をいかに設定しているかを確認する一助になることを期待してのことである。当然この想定は修正を余儀なくされる場合もある。

3. 議案書にある連合の使命と課題の再確認

まず、ナショナルセンター連合（日本労働組合総連合会。以下では地方連合会を含む略称を用いる）の議案書を読む。

「2020～2021年度」の「運動方針案」である。

筆者がまずここで注目したのは、「I. 情勢認識と課題」の「2. これまでの連合運動の成果と課題」である。長短の段落が5つ、頁にして1枚足らずだが、タイトルに基づけば、その叙述は当然重要である。

その冒頭には、「働く者一人ひとは弱い存在である。だからこそ、連帯してくらしを守り社会の不条理に立ち向かう労働運動が必要なのである」とある。前半は、労働運動の原理原則であり、文言の相違があっても、労働組合の世界では普遍的な確認と考える。興味深いのは、後段であり、続く文章を読めば、それが連合評価委員会の最終報告の指摘に基づくものであることが理解できる。

同時に、近年世界で「社会正義（social justice）」への言及と、多くの社会的アクターがその実現への貢献を宣言する状況を踏まえると、連合評価委員会の最終評価の先見性を改めて確認できる。また連合が「社会的不条理」への積極対応を明示することは、この国際趨勢に棹差すものとする。

「2. これまでの連合運動の成果と課題」で第二に注目するのは、冒頭1文に続く第2段落である。ここには、結成以来30年、連合は「働く者・生活者の立場に立った政策実現を軸に広範な運動に取り組んできた」とある。

これは連合が、自己の使命を勤労国民のための政策実現であることを改めて強調し、組織のアイデンティティを確認していることが理解できる。

第三に、上記に続く3文も注目に値する。最近の「労働組合員数の減少から増加」への反転傾向を指摘した上で、この流れを「集团的労使関係の一層の拡大」に繋げることを次なる課題とし、「働き方改革」の長時間労働削減を時間外労働協定手続きの完全履行で進めた事例を挙げている。

連合運動の前進と組合員の増加と集团的労使関係の浸透を三位一体で捉える思考は、労働

組合を基盤にする運動の原点確認である。

同時にそれは、SDGs（持続的発展目標）の達成を社会正義の一環とみなし、そのための方途として集团的労使関係が再評価されている国際趨勢と軌を一にする。

「2. これまでの連合運動の成果と課題」の第四の注目点は、最後の2段落である。最初に結成30年を機に連合ビジョンを策定したことに言及した後、「労働組合の社会的責任として政治との向き合い方は重要である」と述べている。

そして、勤労国民が望む政策実現には政治関与は不可欠であり、そもそも労組は有権者集団として影響力の行使に努めるべきであるとし、そのために労組を含む多様な声を傾聴する民主主義の社会的定着が前提であると述べた後、政治の機能不全が国民の政治的無関心を増大させ、それが更に政治の機能不全をもたらす現在の悪循環を指摘する。

そして最終段落は、「健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立」という連合の政治方針を再確認し、この方針実現の「力の再構築」の必要性を強調する。

そして「理念やめざす社会像、基本政策の方向性を共有できる政党・政治家と結び合っていく」行動の蓄積に努め、それによる「緊張感ある政治」の実現を、「より一層」めざすとしている。

これが具体的に意味する事柄については、議論がある。ただ連合が政治に積極関与することに変更はないことは明らかである。

議案書にはタイプがある。方向を明確に示すことで、全体をまとめるものもあれば、解釈の多様性を残すことで、多様な全体の包摂を試みるものもある。連合の議案書は、後者と考える。

ここでは、上記の部分を繋ぐ筆者の読み方を示す。今日、勤労国民の生活を守ることは社会正義であり、それを遮る不条理と闘うためにも、勤労国民は団結しなければならない。集团的労使関係は、この勤労国民の社会正義を守るシステムであり、そこにカバーされる人びとをできるだけ増やさなければならない。この集团的労使関係の拡大は、

そこに関与する労組を大きくすることで、民主主義の基盤を広げ、労組による自己の政策実現の環境整備を通じて、勤労国民は議会制民主主義の成熟に貢献する。この産業民主主義の拡大が政治民主主義の深化をもたらす労働政治の展開こそ、連合が最優先すべき課題である。

4. 議案書から読める連合の最優先課題

運動方針案は、このあと「II. 連合ビジョン「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」の実現に向けた運動の基調」として、「運動の再構築」を提起する。ここでは従来の「運動領域の整理と重点化」が検討され、三つの重点領域の筆頭に「集团的労使関係の量的拡大と質的向上」が掲げられている。

さらに「III. 今期2年間の具体的な運動方針」の「重点分野」のやはり筆頭に、「すべての働く仲間をまもり、つなぐための集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進」が挙げられ、そこに以下の四つの項目を並べた。すなわち「1. 多様な就労者の法的保護の取り組み推進など働く者を守るワークルールの強化」「2. 働く仲間をつなぎ支える新たな取り組みの推進と組織化を担う人材の体制構築」「3. 「1000万連合NEXT（仮称）」に向けた体制強化と戦略の構築」「4. 中央・地方で、社会対話による広がりのある運動の推進」である。

このうち、上記二で述べた筆者の注目点に関連して、今の「1.」には更に以下の三点が具体的な課題として列挙されている。

- (1) すべての職場における集团的労使関係の構築に向けて、過半数代表制の適正な運用を徹底するとともに、労働組合の役割の強化につながる方向で、労働者代表制の法制化に向けて検討する。
- (2) 集团的労使関係による成果を、より多くの働く者に波及させるために、労働協約の拡張適用を可能とする法改正を含めた仕組みづくりについて検討する。
- (3) 「曖昧な雇用」で働く就業者について、労働者概念の拡張も含めた法的保護に関する考え

上記の様に、筆者は、今回の連合の議案書の最大の特徴は、連合が自己の使命を勤労国民のための政策実現とそのための政治環境の整備と定める一方で、それは産業民主主義の更なる拡大深化によって進められねばならないとした、労働政治の力学を再確認したことであると考えている。

方を取りまとめ、その実現をはかるとともに、集团的労使関係による課題解決を促進する。

これら三点には、いずれも重要な論点が含まれているので、以下で少し詳しく論じる。

まず、確認しておきたいのは、集団労使関係の具体的な形態は多様であり、ここに時間と空間の座礁軸を加えるならば、その度合いは高まるということである。

この運動方針では、それを前提に、必要かつ適切と判断したと思われる箇所で、同様に適切と考えられたであろう範囲で、その具体的な形態が指摘されていると同時に、今後の議論や実践の蓄積を期待して、「集团的労使関係」という表現に止めたと思像される場所も多々見られる。

次に(1)の「すべての職場における集团的労使関係の構築に向けて」は、連合が改めて、勤労国民の社会正義を実現し、連合の使命を果たす上で、何にも増して集团的労使関係の効用を確信し、それを働く現場に遍く行き渡らせることを宣言した文章として、強い感銘を持って読むことができる。

そして、この大目標を前提に、「過半数代表制の適正な運用の徹底」をまず強調したことは、現行法制化で集团的労使関係形成に有用な諸制度や諸規定を最大限活用することを提起していると理解でき、それが現実的であると判断し、かつ戦略的にそういう決断をしたという意味で、重要と考える。

その上で、次の「労働組合の役割の強化につながる方向で」「労働者代表制の法制化に向けて検討する」という文章が来ていることも重要で、繰り返せば、連合の集团的労使関係形成戦略は、現行法制下で過半数代表制の徹底を図りつ

つ、新たな制度として労働者代表制を検討することになる。

この二点はこれまで、連合のみならず労働界で議論が重ねられてきたが、ここで連合が一定の方向付けを行ったことは極めて重要と考える。

また労働者代表制について「労働組合の役割の強化につながる方向」を打ち出したのも、これまでの議論を整理する上でも、また連合の戦略を理解する上でも重要である。

これまでの労働者代表制をめぐるこれまでの国際的な研究成果の一つは、労働者代表制の導入は必ずしも労働組合の役割を弱体化するものではないことを確認したことである。

特に欧州では、労働者代表制の導入が結果として労働組合の役割を強化した事例が報告されており、そこでは二つの制度の相乗効果をもたらした労組側の戦略的行動の重要性が指摘されている。

連合がこのことを踏まえて、上記の方針提起を行っているかどうか定かではないが、筆者はこの決定を国際的経験と平仄が合うものと考ええる。

次に(2)であるが、ここでは「拡張適用を可能とする法改正」に言及し、それを含めた集团的労使関係の成果波及に向けた「仕組みづくり」の検討が提起されている。

これは、今回の連合方針の中で、筆者が最も注目する部分である。拡張適用については、日本でこれまで積極活用されてきた経験が多くない。これには諸種の理由や原因が挙げられ、決してその導入が容易でないことが指摘されている。けれどもそうした状況を十分認識している筈の連合が、それでもここでこの問題に積極的に取り組む姿勢を示したことは、大変注目される。

拡張適用も、現在労働正義を実現する方途として、国際的、とりわけ組織率の低下が著しい先進国で高く評価され導入が推奨されている政策である。確かに実現は短時日の間に一挙に果たされることは難しいが、これまでの経験の再評価を含め、関係者の意欲次第で緒に付くことは可能である。

この拡張適用の問題を含め、集团的労使関係の成果波及に向けた「仕組みづくり」に積極的に取り組む姿勢を打ち出したことも、時機に適うものと考ええる。

この間日本の個別的労使関係において積極政策を展開した法政策関係者が残した課題が、集团的労使関係の分野であり、ここでの協力は十分期待できると考える。

もう一つ、労働正義の実現には、その当事者の積極的な参加関与は欠かせない。この点組織化の推進は引き続き追求されるべきであるが、同時にそれをサポートする制度的な環境整備が必要である。とりわけ組織化が一定程度に達した場合、そこに公益性を認め、その波及促進を政策的誘導することは、法政策としてありうる選択肢であることは、諸外国の例からも明らかである。

この点も含め、連合がこれまでの(1)(2)の方針で示した勤労国民自身を巻き込む段階的、複合的かつ包括的な労働正義実現の戦略を描いたことは、極めて注目される。

そして(3)である。これは近年世界中で大きな関心となっているプラットフォームビジネスを含むグ・エコノミーとそこにおける社会正義、とりわけ労働正義の問題に関わる事柄である。

ここでまず「労働者概念の拡張」に言及していることが注目される。この問題への対応は、国によって分かれ、必ずしも「労働者概念の拡張」のみが解決の方策ではない。とはいえ労組としては、この立場を取ることは十分想定できる。

ただそれは同時に労働者の多様性とその包摂を前提とする。この意味で、この文章の後に続く「集团的労使関係による課題解決を促進する」という文言は重要で、その具体化において、この多様性と包摂性への創造的な対応が求められるであろう。

とはいえ、この重点分野1の三つの項目は、日本における集团的労使関係の再建を、その戦略的な展開を含めて、明確にした点で、連合の現年度の議案書のみならず、連合のすべての文書において、歴史的なものと考えている。

次回は、地方連合会の議案書について論じる。ただ先に述べた様に、それは連合が示した方針が、地方連合会のそれにいかに反映しているかを検証するためではない。むしろ連合の方針を、地域の文脈やそこでの運動の歴史的経緯に照らし、いかにローカライズしているかに関心が向く。